

次世代育成支援対策推進法施行令第2項の特定事業主及び職員を定める規則をここに公布します。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第6号

次世代育成支援対策推進法施行令第2項の特定事業主及び職員を定める規則

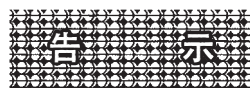
次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、次の表の左欄に掲げる特定事業主とし、同項の規則で定める職員は、同表の左欄に掲げる特定事業主についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

特定事業主	職員
知事	知事が任命する職員
地方公営企業の管理者	地方公営企業の管理者が任命する職員
議長	議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事活性化チーム



長野県告示第90号

平成3年長野県告示第650号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部を次のように改正し、平成17年3月3日以降に合否を発表する試験に係る記録情報から適用します。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

表の長野県短期大学入学試験の項中「順位」を

「総合得点及び順位」に改める。

情報公開課

長野県告示第91号

平成3年長野県告示第650号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)は、長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第33号)による改正後の長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により定めた口頭により請求することができる記録情報とし、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

情報公開課

長野県告示第92号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
福祉用具貸与	大北農業協同組合	大町市大字大町光明寺3091の1	JA大北指定福祉用具貸与事業所	大町市大字大町光明寺3091の1	平成16年5月31日

厚生課

長野県告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン松本あずさケアセンター	松本市新村521番地新村ビル201号	平成17年3月1日
	エフビー介護サービス株式会社	佐久市長土呂862番地2	エフビー訪問介護こもろ	小諸市八満146番地1	平成17年2月1日
	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスンちくまケアセンター	千曲市上徳間329小林貸事務所	平成17年3月1日
通所介護	特定非営利活動法人ケアグループたのしみ屋	須坂市井上2888番地1	宅老所たのしみ家	須坂市野辺町66番地11	平成17年2月1日
認知症対応型共同生活介護	立科町	北佐久郡立科町芦田2532番地	ハートフルケアたてしなグループホームだんらん	北佐久郡立科町芦田3723番地	平成17年3月1日
福祉用具貸与	大北農業協同組合	大町市大町字光明寺3091番地1	JA大北指定福祉用具貸与事業所	北安曇郡松川村7027番地	平成17年2月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
フランスベットのメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町1丁目25番1号	フランスベットのメディカルサービス株式会社松本居宅介護支援事業所	松本市南松本2丁目7番30号昭和ビル1F	平成17年2月1日

厚生課

長野県告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
浅岡歯科医院	下伊那郡阿南町西条2197番地5	平成17年1月31日
市役所前タカミ薬局	大町市大字大町3761-1	平成16年10月31日

厚生課

長野県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年3月3日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中垣内科医院	松本市笹部1丁目3-2	平成17年2月1日
上田駅前眼科	上田市天神1-8-1 上田駅前ビルパレオ3階	平成16年12月1日
須田内科醫院	飯田市座光寺3440番地	平成17年3月1日
ゆみ歯科医院	小諸市大字御影新田2131-15	平成17年3月1日
いちご薬局	大町市大字大町3145-2	平成17年2月1日

厚生課

長野県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
長野市国民健康保険戸隠診療所	長野市戸隠豊岡1533番地2	平成17年1月1日

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
長野市国民健康保険戸隠診療所	長野市戸隠豊岡1533番地2	平成17年1月1日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
デイサービスリハビリ健康道場	上田市福田50番地3	平成17年2月16日
デイサービスわくわく	飯田市桐林206番地	〃 〃
秋櫻（コスモス）	松本市島内小宮536番地2	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第97号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成17年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社フジコーポレーション
長野県佐久市大字小田井570番地5
代表取締役 山口 藤吉郎
- 廃棄物処理施設の設置の場所
小諸市大字御影新田字中原39番地1他
- 廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場
- 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
(1) 一般廃棄物の最終処分場

- 廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、廃乾電池、粗大ごみ、廃家電品、廃蛍光灯、金属くず、燃え殻及びばいじん
- 産業廃棄物の管理型最終処分場
 - 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
汚泥、ばいじん、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
がれき類、鋳さい及び燃え殻
 - 申請年月日
平成17年2月22日
 - 縦覧の場所
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県佐久地方事務所生活環境課
 - 縦覧の期間
平成17年3月3日（木）から同年4月4日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - 意見書の提出
法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。

- (1) 意見書の提出期間
平成17年3月3日(木)から同年4月18日(月)まで
- (2) 意見書の提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内
生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係
- (3) 意見書の記載事項
ア 意見書の提出の対象である申請書の名称(「株式会社フジコーポレーションに係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。)
イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

ウ 施設に関する具体的な利害関係
エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

廃棄物対策課

長野県議会告示第1号

政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成17年3月3日

長野県議会議長 古田 芙士

様式第4号を次のように改める。

(様式第4号)(第4条関係)

年度政務調査費収支報告書

年 月 日

長野県議会議長 殿

会 派 名

代表者名

㊟

政務調査費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)の規定により、

年度政務調査費収支報告書を提出します。

(単位:円)

項 目		金 額	政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費の総額
収入	政 務 調 査 費 (①)		
支 出	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報 費		
	事 務 費		
	人 件 費		
	支 出 合 計 (②)		
残 余	(①-②)		

- (注) 1 支出欄の金額には、交付された政務調査費の充当内訳を記載すること。
- 2 政務調査の概要について記載したものを添付すること。

議会事務局総務課

長野県松本地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成17年2月18日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年3月3日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

名 称 住 所

松本ハイランド農業協同組合 芳川支所北部出張所

松本市芳川平田315-1

会 計 課